平成２４年（フ）第７５号
茨城県取手市戸頭１丁目16番23号
債務者　相良　福枝
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
茨城県取手市野々井1101番地１　ハーモニータウン１―1001
債務者　矢作　弓恵（旧姓間中）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
長野市大字稲葉1033番地
債務者　川合真由美（旧姓轟）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４０９号
大阪市平野区加美南５丁目９番35号　サンモール406号
債務者　旭奈　久美
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６７７号
大阪府大東市寺川３丁目９番１号　サンハイツ岩本202号
債務者　英会話スクールエフティこと　小田嶋　勇喜
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７１９号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番１―1104号
債務者　平瀬　千晶
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７２１号
大阪市港区南市岡１丁目11番32号　富田荘６号
債務者　濱田　効享
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７４０号
大阪市平野区長吉長原東３丁目８番18―410号
債務者　糸瀬　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７４３号
大阪府守口市佐太中町４丁目３番２―208号、前住所大阪府守口市金田町１丁目21番23―205号
債務者　矢野絵里菜
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７７７号
大阪市東住吉区今川２丁目４番15号
債務者　藤本　敦司
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７９７号
大阪市生野区鶴橋３－１―28―307、住民票上の住所大阪府東大阪市新家中町１番８―103号
債務者　辻川　直子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８９０号
大阪市此花区西島１丁目５番１―121号
債務者　小泉　睦子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９０９号
大阪府寝屋川市高柳２丁目38番14号
債務者　鳥原ミサエ
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９４４号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、前住所大阪市都島区都島北通２丁目11番23号
債務者　吉良小夜子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９７５号
大阪市東住吉区矢田１丁目10番６号　清貴マンション101号
債務者　山本　三郎
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０４６号
大阪府高槻市栄町４丁目23番18号　石井方、住民票上の住所大阪市生野区桃谷４丁目１番２―501号
債務者　八杉　謙次
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０５４号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ16―302号
債務者　樽見千代美
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部